

令和4年4月28日
財 務 省
厚 生 労 働 省
農 林 水 産 省
中 小 企 業 庁

株式会社日本政策金融公庫
株式会社商工組合中央金庫
一般社団法人全国信用保証協会連合会

「産業復興機構による債権買取事業者」に対する支援等について

東日本大震災に伴う二重ローン問題対応として設置した産業復興機構による被災事業者の債権買取につきましては、産業復興機構が震災前債権を買取った事業者（以下、「債権買取事業者」という。）の経営再建に向けた資金繰り・経営改善支援等に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

震災から11年が経過し、令和4年度以降、債権買取から最長10年間の支援期間満了により、事業者が官民金融機関から融資を受けて産業復興機構に一括返済して債権を買い戻す（以下、「エグジット」という。）時期が到来することとなります。

この間の債権買取事業者の経営動向をみますと、事業者の懸命な努力と関係機関の各種支援により、経営再建が順調に進捗している事例も数多くみられますが、人口減少等の構造問題に加えて、相次ぐ自然災害の発生、原子力災害に伴う影響のほか、新型コロナウイルス感染症の影響から、厳しい経営状況に置かれている事業者が一定数存在する状況です。

政府では、昨年3月9日、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、債権買取事業者の再生を実現するべく引き続き取り組むこととしており、エグジットに向けて必要となる融資等への支援につきましても、民間金融機関を中心とした取組を慫慂するべく、債権買取事業者のメイン金融機関等を個別に訪問等して協力を依頼しているところです。

つきましては、エグジット支援の徹底及び協調体制の一層の充実等の観点から、貴機関にもこれまで同様のご支援をお願いするべく、以下の事項を要請いたしますので、貴機関の職員等への周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 産業復興機構からのエグジットに向けて必要となる融資及び保証申込について、民間金融機関や各種支援機関等との連携・協力を努めながら、個別事業者の実情やニーズに応じて経営再建等に資する融資・保証制度の活用を積極的に提案すること。こうした融資及び保証に当たっては、現下の決算状況・借入・信用保証状況や既往債務の条件変更の有無等の事象のみで判断せず、事業の特性や経営実態、今後の見通し等を十分に踏まえること。
2. 債権買取事業者に係る既往債務及び同債務への保証について、返済期間の長期の延長等の柔軟な条件変更に応じるなど、引き続き個別事業者の実情に応じた最大限の配慮を行うこと。